

金融機関における粉飾等予兆管理態勢  
の高度化に向けた  
モニタリングレポート(2025)

令和 7 年 6 月



## 目次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>I. 公表の趣旨 .....</b>            | <b>1</b>  |
| <b>II. モニタリングにおける主な論点等 .....</b> | <b>2</b>  |
| 1. 近時の粉飾等の事例 .....               | 2         |
| 2. 粉飾等予兆管理態勢に関するモニタリング項目 .....   | 3         |
| 3. モニタリング結果 .....                | 4         |
| (1) 粉飾等予兆管理態勢の整備状況 .....         | 4         |
| (2) 研修・教育、業績評価 .....             | 6         |
| (3) 粉飾等の予兆検知後の対応状況 .....         | 7         |
| 4. 予兆検知事例 .....                  | 8         |
| 5. モニタリング対象先の課題認識 .....          | 9         |
| (1) 人材の育成 .....                  | 9         |
| (2) 定量・定性項目の妥当性・有効性等の検証 .....    | 9         |
| <b>III. 今後のモニタリング方針 .....</b>    | <b>10</b> |

## I. 公表の趣旨

預金取扱等金融機関（以下本文書では「金融機関」）の役割は、国民の生活資金や余裕資金を預金として受け入れるとともに、金融仲介機能を発揮し、取引先の企業価値向上と競争力強化を通じて、地域経済や国民経済の発展に貢献することである。金融機関が質の高い金融仲介機能を持続的に発揮するためには、財務の健全性・適切性を維持する必要がある。その前提となるのが、金融機関においてリスク量の殆どを占める信用リスクの適切な管理と融資規律の維持である。

近時、金融機関の融資先において、長期にわたる粉飾等の不適切な会計処理や不正行為が発覚し、多額の与信費用を計上する事案が発生している。その中には、金融機関の営業部門や審査部門等が、それぞれの役割を果たし、適切に対応していれば、粉飾等の不適切な会計処理や不正行為と断定する根拠にはならずとも、何らかの手掛かりを掴むことができたのではないかと考えられるものもあり、融資規律の弛緩が懸念される事案が多数見られる。

金融庁では、これまでも業界団体との意見交換<sup>1</sup>等において、粉飾等の不適切な会計処理や不正行為による突発的な与信費用の発生を防ぐため、信用リスク管理態勢を強化するよう促してきた。また、2024 事務年度金融行政方針においても、与信関連部署の融資規律や審査態勢、融資実行後の期中管理について確認し、必要な対応を促すことを明記している。

金融庁では、その方針に沿って、主要行等や地域銀行に対してモニタリングを行った。本文書は、これまでのモニタリングで把握した事案や態勢整備の現状と課題のほか、粉飾等予兆管理など信用リスク管理態勢の充実・強化に向けた対策を講じる上で重要な論点等を取りまとめたものである。金融機関においては、本文書を参考に信用リスク管理態勢の充実・強化に取り組むよう期待している。

金融庁は今後のモニタリングにおいて、本文書の個々の論点等を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることはない。また、モニタリングにあたっては、金融機関のリスク特性等を十分に踏まえた議論を行い、創意工夫を凝らした実効性のある信用リスク管理態勢を整備するよう促していく。

<sup>1</sup> 2023 年 10 月 17 日主要行等、同年 10 月 18 日全国地方銀行協会、同年 10 月 19 日第二地方銀行協会、2025 年 1 月 30 日全国信用金庫協会、同年 2 月 4 日全国信用組合中央協会、同年 2 月 10 日主要行等、同年 2 月 12 日全国地方銀行協会、同年 2 月 13 日第二地方銀行協会 等

## II. モニタリングにおける主な論点等

### 1. 近時の粉飾等の事例

近時の粉飾等の事例は、(a)10年以上の長期にわたり、(b)金融機関毎に異なる決算書を提出し、(c)金融機関が提出を依頼した試算表や各種残高証明書等、事業の実態把握に必要な情報を開示せず、(d)グループ子会社も利用した巧妙かつ複雑な手口を組み合わせた不適切な会計処理を、(e)組織的に行っていたこと、などが特徴としてあげられる【図表1】。

【図表1】近時の粉飾等の事例

|       |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《事例1》 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 2003年以降、実態は赤字であるにも関わらず、代表者主導により、売上を嵩上げし仕入を調整する等により黒字決算を装う手口で粉飾等を開始。金融機関毎に異なる決算書を提出</li><li>✓ 2023年、信用調査会社の情報によって粉飾等が発覚。取引のある金融機関は数行であったはずが、実際は数十行から多額の融資を受けていたことが判明</li><li>✓ その後、当社が債務整理を弁護士に一任し破綻</li></ul> |
| 《事例2》 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 同業他社台頭による競争激化に加え、販売先の合併・撤退が相次ぎ、業況悪化</li><li>✓ 2000年以降、営業損失の穴埋めのため売上債権と仕入債務の両建てで利益を嵩上げする手法で粉飾等を開始。債務超過の実態を隠し、多数の金融機関からの借入を受けて資金繰りを確保</li><li>✓ 2023年、粉飾等疑念を抱いた多数の金融機関より一括返済を求められ資金繰り逼迫、当社が民事再生を申立て</li></ul>   |
| 《事例3》 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 2005年～2006年頃より粉飾等を開始し、売上高を操作</li><li>✓ 会社法上の大会社となり、会計監査人による監査義務があるにも関わらず監査未実施<sup>2</sup></li><li>✓ 2024年、粉飾等を行っていたことが金融機関の調査により発覚。返済猶予要請等を行う中、売掛金等を適正に処理した場合、債務超過に陥る可能性が高まり、債権者が会社更生を申立て</li></ul>           |
| 《事例4》 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業績悪化を端緒として、2000年より粉飾等を開始。多数の手口（架空売上・簿外債務・架空在庫等）によるものであり、金融機関毎に異なる決算書を提出</li><li>✓ 2024年、代表者が金融機関に対して粉飾等していた事実を白状。自力再生するべく、バンクミーティングにてリスケ要請するも一部の金融機関から同意を得られず、代表者が民事再生を申立て</li></ul>                          |
| 《事例5》 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 親会社代表者と面識のあった人物の提案により、子会社にて新規事業を開始し、当該人物に経営を一任。業容が急拡大する中、子会社事業に必要な資金は親会社の債務保証を得ながら調達</li><li>✓ 2024年、急激な業容拡大と過大な経常運転資金に危機感を持った親会社代表者が子会社事業を調査したところ、循環取引が発覚（事実関係調査中）</li></ul>                                 |

金融機関は、粉飾等が発覚するまでの過程で、こうした不適切な会計処理や不正行為を早期に見抜くことは困難だったかもしれない。しかしながら、融資先の「決算書等の定量面」と「代表者の言動や対応、当該融資先の評判等の定性面」において、粉飾等の端緒は顕在化していたものと推察され、踏み込んだ分析・検証等を行っていれば、確証に至らずとも、何らかの手掛かりを掴むことは可能であったのではないかと考えられる。

粉飾等は、最初は少額の利益操作から始まったとしても、業績が悪化していくにつれて繰り返し行われ、その都度、金額が大きくなり、手口も巧妙かつ複雑化する。架空預金の計上や勘定科目の付替など、「粉飾を隠蔽するための粉飾」が行われる段階に至ると、決算書等の内容が変造されている状態であるため、粉飾等を見抜くことは益々困難になる。こうした長

<sup>2</sup> 会社法上の大会社（資本金5億円以上、または負債総額200億円以上）に該当する事業者については、会計監査人設置が義務付けられている（会社法第2条第6号、第328条）。

期にわたる粉飾等の事実が明らかになった時には、金融機関は多額の与信費用を計上することになる。こうした事態を防ぐためにも、金融機関においては粉飾等をできるだけ早期に検知する態勢を確立し、有効に機能させる必要がある。

以下、モニタリング対象先において見られた粉飾等の主な手口を記載した【図表2】。これらは一例であり、組合せによって手口は巧妙かつ複雑化する。金融機関においては粉飾等を見逃さない努力と創意工夫を怠らず、融資審査や期中管理の強化に向けて取り組むことが必要である。

【図表2】粉飾等の主な手口

| 粉飾等手口           | 項目          | 事例概要                            |
|-----------------|-------------|---------------------------------|
| 資産・収益の架空計上      | 架空計上        | ✓ 与信取引のない金融機関口座に多額の預金計上（実際は不存在） |
|                 |             | ✓ 機械及び装置、工具、器具及び備品の多額計上（借入金見合い） |
|                 |             | ✓ 売上債権の二重計上                     |
|                 |             | ✓ 公共関連契約に係る保証金過大計上              |
| 資産の過大見積<br>費用繰延 | 勘定付替        | ✓ 粉飾等による売上債権（過大計上）を無形固定資産に振替    |
|                 | 回収不能資産      | ✓ 隠匿事象（社内横領等）による損害額を仮払金に計上      |
|                 |             | ✓ 回収不可能な海外現地法人宛売上債権を資産計上        |
|                 | 減損未処理<br>在庫 | ✓ 返済見込みのない同族宛貸付金を資産計上           |
|                 |             | ✓ M&A等を通じたのれんの評価減を反映せず（債務超過の隠蔽） |
| 負債・費用の未計上       | 多重リース       | ✓ 不良在庫を正常在庫として計上（借入金見合い）        |
|                 | 横領          | ✓ リース債務の未計上                     |
|                 | 仕入操作        | ✓ 金融機関・オーナー等からの借入金全額未計上         |
|                 | 売却未処理       | ✓ 海外仕入を過少計上（売上原価低下）し、黒字計上       |
| その他             | 循環取引        | ✓ 投資有価証券等の売却を意図的に処理せず損失回避       |
|                 | 会計監査        | ✓ ビジネス上の親密先である複数の第三者企業を介在       |
|                 | 財務健全性       | ✓ 監査報告書の偽造                      |
|                 |             | ✓ 有利子負債と債権を相殺させて自己資本比率を良好       |

## 2. 粉飾等予兆管理態勢に関するモニタリング項目

適切な融資審査や期中管理は、信用リスク管理の基本である。与信判断に必要な融資審査においては、事業計画の妥当性や実現可能性、資金調達の目的や資金使途、返済原資の適切性など様々な観点から、十分な検証を行う必要がある。また、期中管理においては、融資先とのコミュニケーションを深めて経営やガバナンス実態を十分に把握する必要がある。

特に、近時の粉飾等事例に起因した多額の与信費用の発生を踏まえれば、粉飾等の予兆管理態勢を強化する必要がある。このため、今事務年度のモニタリングにおいて、主に下記の項目について実態把握を行った【図表3】。

【図表3】主なモニタリング項目

| 項目              | 概要                         |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 予兆管理態勢の整備状況 | 定量面・定性面のチェック項目、AIの試行的活用 等  |
| (2) 研修・教育、業績評価  | 研修・教育、個人表彰・業績評価制度 等        |
| (3) 予兆検知後の対応状況  | 組織内の報告態勢、営業店への支援態勢 等       |
| (4) 予兆検知事例      | 主な予兆検知事例 等                 |
| (5) 課題認識        | 人材の育成、定量・定性項目の妥当性・有効性の検証 等 |

### 3. モニタリング結果

#### (1) 粉飾等予兆管理態勢の整備状況

多数のモニタリング対象先では、自動アラートシステム等が導入され、定量面と定性面のチェック項目が設定されているなど、予兆管理態勢整備に取り組んでいる事例が見られた。また、営業店の活動記録から粉飾等に関する情報を収集し、データベースを構築している事例や、AI を活用して粉飾等が懸念される融資先を抽出するなどの先進的な取組を試行している事例も見られた。

他方、定量面と定性面のチェック態勢が機能していない事例も見られ、中には、いわゆる「ぶら下がり」融資先や越境貸出先<sup>3</sup>に対する期中管理が不十分であったため、粉飾等を看過した事例も見られた。

##### ① 定量面のチェック項目等

定量面のチェック項目は、多数のモニタリング対象先で、売上高・利益・キャッシュフロー・資産・負債等の増減推移比較、現預金月商比増減推移、売上債権等の回転期間、その他財務指標の推移比較など、幅広く設定されている。

また、チェックのプロセスは、融資先の一定期間の財務データをもとに、自動アラートシステム等で粉飾等が疑われる項目（アラート項目）を抽出した上で、自己査定時等に、チェックシート等を活用しながら、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を分析し、粉飾等の可能性について検証が行われる態勢を整備している。

しかしながら、以下のように、定量面でのチェック態勢が機能していない事例も多数見られた。

- 連結ベースで実態把握を行う必要があったグループ企業に対し、親会社の信用力を過信し、親会社単体ベースでの実態把握に留まっていたところ、子会社での粉飾等が発覚
- 設備投資資金の融資にあたり、設備稼働に伴う増収率・利益率・総資産回転率等の各種指標の改善度合いを事前に確認していたものの、これらの指標が改善しなかったにも関わらず、業績堅調を理由に与信を継続したところ、粉飾等が発覚
- 直近決算時において問題がなかったことから、決算期を経過した時点の与信判断における試算表や資金繰り表の確認など、事業活動の経過をもとに定量面のチェックを怠ったまま追加与信を許容したところ、粉飾等が発覚

##### ② 定性面のチェック項目等

定性面の主なチェック項目は、多数のモニタリング対象先で、情報開示や取引振りなど、幅広く設定されている【図表4】。

<sup>3</sup> 金融庁では、貸出明細データを活用し、地域金融機関の法人貸出先に対して、本店所在地都道府県外に所在しているといった越境貸出等が債務者区分に影響するかについて定量分析を実施した。その結果、企業の財務内容や規模、業種による影響を取り除いたとしても、越境貸出や大手行が債権者に含まれる先への貸出で、正常先確率が高くなっていることが示された（2025年1月21日「FSA Analytical Notes（2025.1）vol.2」参照）。

また、チェックのプロセスは、定量面と同様に、自己査定時等に、融資先との交渉記録等も参照しながら、必要に応じてチェックシート等を活用して確認を行う態勢を整備している。

【図表 4】 モニタリング対象先における定性面の主な検証ポイント

| 定性面の主な検証ポイント |                                                                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報開示         | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 税務申告書や勘定科目明細の開示性</li> <li>✓ 試算表や金融機関借入残高表の開示遅滞状況 等</li> </ul>                        |
| 資金調達         | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 信用保証協会保証やシンジケート・ローン、私募債等による資金調達意向</li> <li>✓ 事業規模や財務内容に照らした融資条件での資金調達状況 等</li> </ul> |
| 取引振り         | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当該融資先による営業店の収益ウェイト状況</li> <li>✓ 金融機関の取引過多及び預金・貸出シェアのバランス 等</li> </ul>                |
| 外部環境         | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 業種トレンドや当地での業歴・評判</li> <li>✓ 同業他社比の業況や経営体質状況 等</li> </ul>                             |
| 会計監査人等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会社法上の大会社である場合の会計監査人監査実施状況</li> <li>✓ 会計監査人や顧問税理士等の適切性や変更履歴調査 等</li> </ul>            |
| 経営者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経歴、属性、地域での影響度</li> <li>✓ 本業以外の事業有無及び業績 等</li> </ul>                                  |
| 社内態勢<br>関係会社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営者との面談可否及び経営者の補佐役有無</li> <li>✓ 連結決算の有無と関係会社の決算期、本業と関係会社の関連性・親和性 等</li> </ul>        |
| その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外部専門家の活用実績 等</li> </ul>                                                              |

しかしながら、以下のように、定性面のチェック項目があるにも関わらず、適切に運用されなかったことにより粉飾等を看過するなど、定性面でのチェック態勢が機能していない事例も多数見られた。

- ガバナンスが機能していない融資先であることを認識していた中、会計監査人設置状況のチェック項目があるにも関わらず、会社法上の大会社に該当したことを見落とし、与信を継続していたところ、粉飾等が発覚
- 堅調な業績推移にも関わらず、高い金利での借入を応諾する融資先について、表面金利や他行との取引状況等の確認を怠ったまま安易に営業推進して与信額を急激に拡大していたところ、粉飾等が発覚
- 事業実態を把握するため工場や倉庫を視察したものの、視察したことに満足し、事業規模に見合った在庫や設備状況であるかを目視・検証を怠ったまま与信許容していたところ、粉飾等が発覚
- 融資先は時代の最先端の業種であり、代表者が国内外から様々な表彰を受けていたため安心し、事業実態の把握に必要な資料の開示が数か月行われない状況であっても放置、融資先に対しての十分な実査・開示交渉を怠っていたところ、粉飾等が発覚
- 工場は営業エリア内にある一方、実権者が遠隔地にいる融資先について、経営実態を把握するための定期的な代表者面談や実査を怠ったまま、自行より資金量の多い銀行が多額の与信を許容していることに安心し、優良先と判断していたところ、粉飾等が発覚

上記のうち、最後の事例はいわゆる「ぶら下がり」融資であり越境貸出である。

金融機関は、融資実行時においてクレジットポリシーや審査基準等の内部規程に基づき、融資先の属性や財務状況等の情報をできる限り入手し、適切な融資審査を行う必要がある。

しかしながら、いわゆる「ぶら下がり」融資の場合、その金融機関に融資先の決済口座がないことが多く、商流に基づく資金の流れを十分にトレースできない恐れがある。

また、いわゆる「ぶら下がり」融資の場合、金融機関においては本来必要な融資先の財務状況のほか、経営陣や監査法人・税理士の異動状況や、事業の統廃合の状況、不祥事案の発生状況など、融資先の経営に影響を与えうる情報等を適時に把握し、経営者への面談を通じて事実関係等を確認するインセンティブが低下しがちになる。越境貸出の場合も同様である。

こうした課題を金融機関が認識していなかったとすれば信用リスク管理態勢の深刻な欠陥である。他方、課題を認識しながらも「メインバンクが適切に融資審査・期中管理をしているはず」、「メインバンクが支援しているので、有事対応も任せればよい」などの思い込みによって融資審査や期中管理が緩んでいたとすれば同様に深刻な欠陥である。いずれの場合も直ちに改善する必要がある。

### ③ AI の試行的活用等

多数のモニタリング対象先では、粉飾等の予兆管理態勢を高度化していくため、AI の試行的活用や粉飾等に特化した自動検知システムの新設・追加（既存プロセスの拡充）等、創意工夫を凝らした以下のような取組が見られた。

- 既存の自動検知システムに粉飾等検知に特化したモデルを追加することで、粉飾等が懸念される融資先を幅広く抽出

AI の活用については、過去の粉飾等事案に基づく財務データ等を機械学習させ、その傾向を融資先の財務データ等と比較することによって、融資審査や期中管理を充実・強化すべき融資先の選定が行われるなど、期待する成果を上げつつある以下のような事例が見られた。

- 与信額が一定額以上の融資先を対象に AI が抽出した粉飾等懸念の高い融資先について、営業店が深度ある実態把握を行った結果、高い確率で粉飾等が判明

他方で、機械学習させるための投入データの生成には、相当の事務負担が発生するなどの課題も見られた。粉飾等手口の巧妙化・複雑化が進む中、AI を活用して予兆管理態勢を高度化していくためには、データガバナンス態勢を整備し、行内での研修やトレーニングプログラムの実施による業務効率化に向けた取組を進めながら、質の高いデータを蓄積していくことが必要である。

## （２）研修・教育、業績評価

### ① 研修・教育

多数のモニタリング対象先では、研修や e ラーニング等の教育態勢は整備され、粉飾等の予兆を検知した事例や不芳事例の反省点も含めて情報共有する取組が見られた。また、営業・融資関連の会議や行内イントラネットでも定期的に情報発信しており、粉飾等への注意喚起を積極的に行っている以下のような取組も見られた。

- 粉飾等事例の振り返りや反省点等を会議で周知する、本部が営業店に臨店した際に勉強会を開催する等によって、知見・感度を高めたほか、イントラネットの検索性向上を目的として掲示方法を見直し

粉飾等の端緒を見逃さず、迅速・適切に対応するためには、研修やeラーニング等を通じて、粉飾等の仕組み・兆候・事例等を周知し、健全な猜疑心と職業的懐疑心を持った動態管理を徹底するなど、粉飾等に関する知見の拡充と感度向上に向けた取組を継続して行うことが必要である。

## ② 業績評価

多数のモニタリング対象先では、個人表彰や業績評価制度を設定しており、規律違反や杜撰な与信管理等が見られた場合の罰則規定を設けている。こうした取組は、以下のように、粉飾等の懸念を抱いた時に行う基本動作の重要性を改めて行内に周知する側面も有している。

- 融資先の対応等に違和感を覚えたことを端緒に、その後本部と連携して対応した結果、与信費用の発生を未然に回避
- 突発破綻による与信費用の発生や債務者区分のランクダウンなど、融資審査や期中管理が適切に行われていなかったことについて反省を促すため、営業店の業績評価をマイナス査定する規定を設定

## (3) 粉飾等の予兆検知後の対応状況

### ① 組織内の報告態勢

多数のモニタリング対象先では、検知した粉飾等事案を信用リスク管理態勢の中で定められたプロセスに従い、営業・審査・リスク管理部門等に報告するなど、必要な情報共有が行われている事例が見られた。また、審査・リスク管理部門において粉飾等事案を分析し、態勢強化に必要な施策を、定期的もしくはその都度検討している以下のような事例も見られた。

- 予兆管理態勢等の強化策を毎年定期的に検討
- 粉飾等検知後に債務者区分が引き下げられた場合には、審査・リスク管理部門が連携のうえ、振り返りを行い、実務の見直しの必要性を検討
- 粉飾等事案の情報発信と同時に、粉飾等が懸念される融資先に対する調査ポイントを予兆管理システムに自動表示

粉飾等の手口が巧妙かつ複雑化する中、金融機関が融資先の粉飾等を早期に検知するには、粉飾等事案を徹底分析し、手口の共通点を類型化して検証項目を追加することが必要である。また、不芳情報を見逃さず、迅速に対応するためには、信用調査会社など外部から情報を広範に入手して粉飾等の予兆管理に活用することも必要である。

### ② 営業店への支援態勢

他方で、以下のように、粉飾等の懸念を察知した後の対応が、営業店において十分に行われていなかった事例が多数見られた。

- 決算書を分析した結果、粉飾等が懸念されたため、実態把握に必要な情報の開示を要請するも拒み続けた融資先に対して、再度要請することなくヒアリングでの確認に留めたうえで与信を継続していたところ、粉飾等が発覚

- 融資先のガバナンスの脆弱性を感じながらも、信用力を懸念するような決算数値等は確認されず、融資先への過大評価や先入観も相まって、商取引の実態を資金繰り表等によって確認せず、代表者のみの面談で終わらせるといった表面的な確認に終始していたところ、粉飾等が発覚

営業店は日頃から融資先に対する外部情報を収集し、固定観念を持たずに定期的に業況等を確認する必要がある、融資先に対して粉飾等の懸念を持った場合は、ヒアリングに留めることなく、事実関係を確認する上で必要な情報の開示等を継続的に要請し、踏み込んだ検証・対応を行う必要がある。

こうした中で、粉飾等の予兆を早期に察知しリスクの顕在化を未然に防ぐ、また、粉飾等の発覚によってリスクが顕在化した後の損失を極小化するためには、営業店任せにすることなく、組織一体で取り組む必要がある。事案によっては営業店での対応が難しいものもあると考えられるため、経営陣は、本部の第1線及び第2線の関連部署が必要な指導・助言を行い、その進捗状況を確認する等、営業店を支援する実効的な態勢を確立する必要がある。

## 4. 予兆検知事例

モニタリング対象先では、以下の予兆検知事例（主な事例）が見られた【図表5】。

【図表5】粉飾等予兆検知の事例

| 端緒                   | 事例概要                                                                                                                 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当者の<br>気付き<br>(営業店) | <b>【「投資有価証券明細・残高」と「受取配当金額」】</b><br>✓ 提出された決算書「投資有価証券明細」の自行株式数と比較して、「受取配当金」が過少であることに違和感を覚え、調査の結果、「投資有価証券売却損未処理」が判明    |
| 担当者の<br>気付き<br>(営業店) | <b>【多店舗展開企業「1店舗あたり資産額」の業種に照らした妥当性】</b><br>✓ 1店舗あたりの現預金額が過大であることに違和感を覚え、調査の結果、「現預金架空計上」が判明                            |
| 担当者の<br>気付き<br>(本部)  | <b>【「多額な資産・負債計上」の相手方】</b><br>✓ 事業規模に比して、不自然な大口買掛金を調査したところ、ビジネス上の親密先である複数の第三者企業を介した「循環取引」が判明                          |
| グループ<br>情報共有         | <b>【「投資有価証券銘柄」と「グループ証券会社取引銘柄」】</b><br>✓ グループ情報共有同意書徴求先にてグループ証券会社の取引銘柄とグループ銀行徴求決算書の投資有価証券銘柄の不一致を発見し、「投資有価証券売却損未処理」が判明 |
| 専門家<br>活用            | <b>【「専門家を活用した粉飾等疑義の洗い出し」】</b><br>✓ 「現預金明細」と「自行預金残高」の不一致を端緒として、外部コンサルによる財務デューデリジェンスを実施したところ、「簿外債務」が判明                 |

粉飾等の予兆を検知した端緒は、各モニタリング対象先における取組の成果であり、営業店・本部担当者の気付き（感度の高さ）が大きく寄与している<sup>4</sup>。粉飾等の予兆検知の端緒は「担当者違和感」が最も多く、日々の人材育成等（教育・情報発信等）の成果が表れていると考えられる。また2番目に多い「決算分析」は定量面のチェックによる成果であり、「実態把握」は定量面と定性面の双方のチェックによる成果と考えられる【図表6】。

<sup>4</sup> AI等が抽出した粉飾等懸念の高い融資先と本部担当者が違和感を覚えていた融資先が合致し、営業店がチェックシートを活用しながら実態把握を行ったところ、粉飾等の事実が判明した事例が見られており、気付き（ヒト）に対して先端技術（AI等）が補完する（もしくはその逆）といった関係性による成果も表れている。

【図表 6】 モニタリング対象先における粉飾等の予兆検知の端緒

| 担当者違和感(50%)                                                                                                            | 決算分析(30%)                                                                                                         | 実態把握(20%)                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 決算数値と勘定科目明細の不整合に違和感</li> <li>➤ 大口販売先の業績推移と融資先の業績推移が連動していないことを疑問視 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 預貸・手数料支払等自行取引内容が決算に未反映</li> <li>➤ 外部情報と照らして決算分析を行った結果、差分を発見 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 与信取引のない金融機関に担保提供した事実を確認</li> <li>➤ 自行預金トレースの結果、不自然な入出金を確認 等</li> </ul> |

粉飾等の検知に王道はない。金融機関においては、定量面と定性面の双方のチェックによって違和感等を掴み、融資先に対して事実関係の確認等を適切に行う態勢を構築する必要がある。

その際、定量面のチェックに頼りすぎると、長期間にわたって粉飾等が行われている場合は、決算書等の内容に著変が現れにくく異常等を検知できない可能性がある。また、粉飾等の手口の巧妙化・複雑化によって、それまでは有効なチェック項目であっても、徐々に機能しなくなる可能性もある。他方、定性面のチェックに頼りすぎると、古くからの融資先や営業店の収益に貢献している融資先に対しては、馴れ合いや思い込み等の先入観等が支障となり、検知が遅れる可能性がある。

金融機関においては、過去事例や報道等の事例を踏まえ、チェック項目の見直しの要否について適時に検討する必要があるほか、定量面と定性面のどちらかに重点を置いた管理ではなく、両者は互いに補完関係にあることを踏まえて、双方を組み合わせる行うことが必要である。

## 5. モニタリング対象先の課題認識

多数のモニタリング対象先では、以下の共通した課題認識が見られた。

### (1) 人材の育成

営業店の担当者が融資先からのヒアリングのみで把握した内容をもって追加与信を許容した事例や融資先からの情報開示が限定的であるにも関わらず、融資先の説明内容を検証することなく与信を継続していた事例が多数見られた。

モニタリング対象先では、こうした事例を振り返り、定量面の異常に加え、財務に現れにくい定性面の異常や違和感を察知する能力を備えた、情報感度の高い人材の育成が課題であるとしている。

人材の育成は計画的に行う必要があり、時間を要する。したがって金融機関においては、今後も継続的に粉飾等の情報を収集・分析し、それらを活用しながら、粉飾等の予兆を察知する能力向上に資する研修・教育を繰り返し行うことが必要である。

### (2) 定量・定性項目の妥当性・有効性等の検証

既存のチェックプロセスが有効に機能しなかった事例や、新規取引時には既に粉飾等が行われていたため決算書内の不整合が確認できなかった事例等が多数見られた。

モニタリング対象先では、こうした事例を振り返り、粉飾等予兆管理態勢の実効性をより一層向上させるためには、定量・定性項目の妥当性や有効性等を検証し、項目の追加など必要な見直しを行う取組を進めることが課題であるとしている。

金融機関においては、粉飾等の兆候を看過した不芳事案を踏まえ、定量・定性項目の妥当性や有効性等について検証し、必要な見直しを行うとともに、検証ポイントの適切性等についても検討するなど、実効性のある粉飾等予兆管理態勢の整備・確立に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

---

### III. 今後のモニタリング方針

---

金融機関においてリスク量の殆どを占める信用リスクの適切な管理と融資規律の維持は、財務の健全性を維持するうえで決定的に重要であり、質の高い金融仲介機能の持続的な発揮と表裏一体の関係にある。金融機関が目先の収益確保を急ぐあまり、健全な猜疑心と職業的懐疑心を失ってはならない。

金融機関の経営陣は強力なリーダーシップを発揮して、組織内に健全なリスクカルチャー<sup>5</sup>を醸成するとともに、第1線、第2線、第3線が全体として有効に機能するための態勢を整備する<sup>6</sup>ことを通じて強固なガバナンス態勢を確立する必要がある。それが取引先の企業価値向上と競争力強化を促し、金融機関の使命である地域経済や国民経済の発展への貢献につながる。

近年、会計不正（粉飾決算・資産の流用）も増加基調<sup>7</sup>にあり、突発破綻の事例も多数見られる。

金融庁は、財務局とともに、金融機関に対するモニタリングを通じて、信用リスク管理を高度化し、融資規律を維持するよう促していく方針である。

---

<sup>5</sup> 金融庁「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」（2025年6月25日）

<sup>6</sup> 金融庁「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会「報告書（2025）」」（2025年6月20日）

<sup>7</sup> 日本公認会計士協会（経営研究調査会）経営研究調査会研究資料第11号「上場会社等における会計不正の動向（2024年版）」（2024年7月16日）